

人口等の推移

43年11月1日現在

総人口 10,467 人

男 4,890 人 女 5,577 人

世帯数 3,137 戸



No. 4

昭和 43 年

11 月 15 日

蒲生町役場



あすの郷土に 明治の志気を

とじると便利です

蒲生町町民憲章

町民憲章制定される
明治百年、町制四十周年を機会
に次の町民憲章が制定された

わたくしたちは 歴史と伝統に輝く
山河うるわしい蒲生町民であることを誇
りとし 先人の努力による郷土建設の偉
業を継ぎさらに視野を広くして郷土愛
と開拓精神をもつてここに明るく豊か
な明日の町づくりのためにこの憲章を定
めます

一 互いに親和をはかり平和な町をつ
くりましょう

一 教育を尊び教養豊かな文化の町
を築きましょう

一 大楠のようにたくましく栄える町を
つくりましょう

一 助けあい励ましあつて住みよい町をつ
くりましょう

一 健康で互いに力を合わせ美しい町を
つくりましょう

昭和四十二年十月十日制定



本日ここに県知事（代理）をはじめ町外多数の来賓を迎え、町議会議員、町内各種機関、団体の代表、老人クラブ、婦人会、青年団、小中学校児童生徒代表、特に遠く故郷を離れて、社会の各方面に御活躍の先輩有志など、わざわざ帰郷参列していただき、明治百年、町制施行四十周年記念式典を盛大に意義深く挙行出来たことは、誠に光栄に存じます。感謝にたえない次第であります。

明治は世界の歴史に類例をみない革新と、飛躍の時代でありました。われわれの先覚者達は、東洋を植民地化しようとする世界歴史の怒濤をのり切るため、封建制度から脱却し、全国民が四民平等のもと、大同団結して、近代国家を建設し世界の情勢に対処するとい

う目標に向って、驚くべき勇気と、精力を傾けて、東奔西走したのであります。そしてこの近代日本の黎明をもたらした明治維新の運動は、わが薩摩から起り、この理想実現のため、西郷、大久保をはじめわが薩摩の若い志士たちが一身一家を顧みず、国事に奔走した史実は、今更申し上げるまでもなく皆様御承知のこととあります。

であったか、それは今次大戦に壊滅的打撃をうけながらも、世界の奇蹟驚異とされるまでに急速に復興し、繁栄している日本の現状が、何より雄弁に物語っていると思います。

薩摩の歌人八田知紀翁は幾十度かきにこしてもすみかえる

水やみ国の姿なるらむと歌っているが、全くそのとおりだと思えます。

然しながら、明治の末期

った原因とも思われます。今後の新日本の行く手は、もっと視野を広くし、世界的に目を見開くことが大切だと思えます。

特に次の百年の担い手である青少年、若き世代には往時のわが鹿兒島の先輩達が築いた栄光の歴史に、深く思をはせ、その中にひそむ真実を追求し、新たな創意と、感覚とをもって、内外の諸情勢に対処し、各種の課題を解決するに足る努

明治百年 町制四十周年記念 式典 町長式辞

この百年という長い間には、世界の強国の圧力を排除して、世界をアット言わせた日清、日露の戦役のような壮挙もあれば、今次大東亜戦争のように、かえりみて反省すべき過ちもないとは言えないと思いますが然しながらこの百年間に先人の築きあげた政治経済、産業、教育、文化その他各方面にわたる基盤が、如何に強固であり、偉大なもの

から大正昭和と泰平の世の流れと共に、何時しか明治維新創業の精神は忘れられて、余りにも日本的殷にとちこもり、遂には世界人類の中で、特権意識にまで増長し、おごれる者久しからずとの平家滅亡の歴史の前轍も忘れ、日本人にあらざれば人にあらずというよう

な一人よがりの傲慢さ、偏狭さが、今にして思えば、世界的に全く孤立してしま

力、根性が要請されているのであります。現代を背負っている大人の私共もまた徒に過去の事績をかえりみ

るに止まらず、今后百年の新世紀への歩みを正しく確固としたものにする決意を明かにしなければならぬと思います。二十年後のビジョン策定もこの過程であり、これが明治百年を記念する意義であると思えます

町制四十周年を祝う町民の心構えも、またこれと同じことが言えると思えますあの終戦後の虚脱状態の中

に、生きる希望と精気をよみがえらせてくれたのは、故郷の山は、ふるさとの温い人の心ではなかったでしょう。か、復興、引揚者などで、一時人口一万六千を突破いたしました。が、国破れて山河ありの詩の感懐のよ

うに死線をこえて復興されて来た人々に、心の安らぎを与えてくれたのは、悠久かわりなき自然であり、な

つしきさふるさとであったと思えます。私達はこの山河うるわしい蒲生町民であることを誇りとし、こよなく愛するのであります。

又私達は先人の努力による郷土建設の偉業の一つ一つをとりあげてみましても、例えば耕地の開拓整備、灌漑用水路、町道農林道の開

さく、治水治山植林事業、産業開発等、機械力のない近代科学の発達してない時代に、よくもこんなに出来たものだ、頭のさがる思いがいたします。

更に又教育、文化の振興が、町民の教養を高め、品格ある町風を樹立して来たのであります。人情、風俗、習慣などまことにきずべきものがあります。

戦後は外から与えられた民主主義の歌い文句になれて、ややもすれば、利己的な、依存心ばかりがつよく自主協同の責任と、自らの意欲高揚と、根性の努力がうすれているのではないでしょう。か。私達は今こそ先

輩ののこされた、たくましい開拓精神を引きつぎ、更に視野を広くして、新しい時代に対処して、明日への飛躍を願うチャンスとした

いと思えます。

本町はこれまで、画期的な事業や、記念すべき時に際しましてはその時点において、その間の功労者に対して、表彰なり、感謝なりしてまいっています。が、今回もまた、その後における各方面の功労者に対し、その功績をたたえ、感謝の誠を捧げたいと存じます。

私達はこの意義ある式典に当り、心をあわせ、力をあわせ、知恵をだしあわせて、しかも徒に感情にとらわれず、あくまで郷土愛による真実を求めて、大らかな心でものの言える明るい平和な清新潑刺とした町づくりのために、町をあげて一致協同の態勢を確立して、前進することを皆様と共に誓い致したいと思えます。

これでこそ歴史と伝統に輝くわがふるさとの山河もほほえみ繁栄の恵を与えるものと信じます。

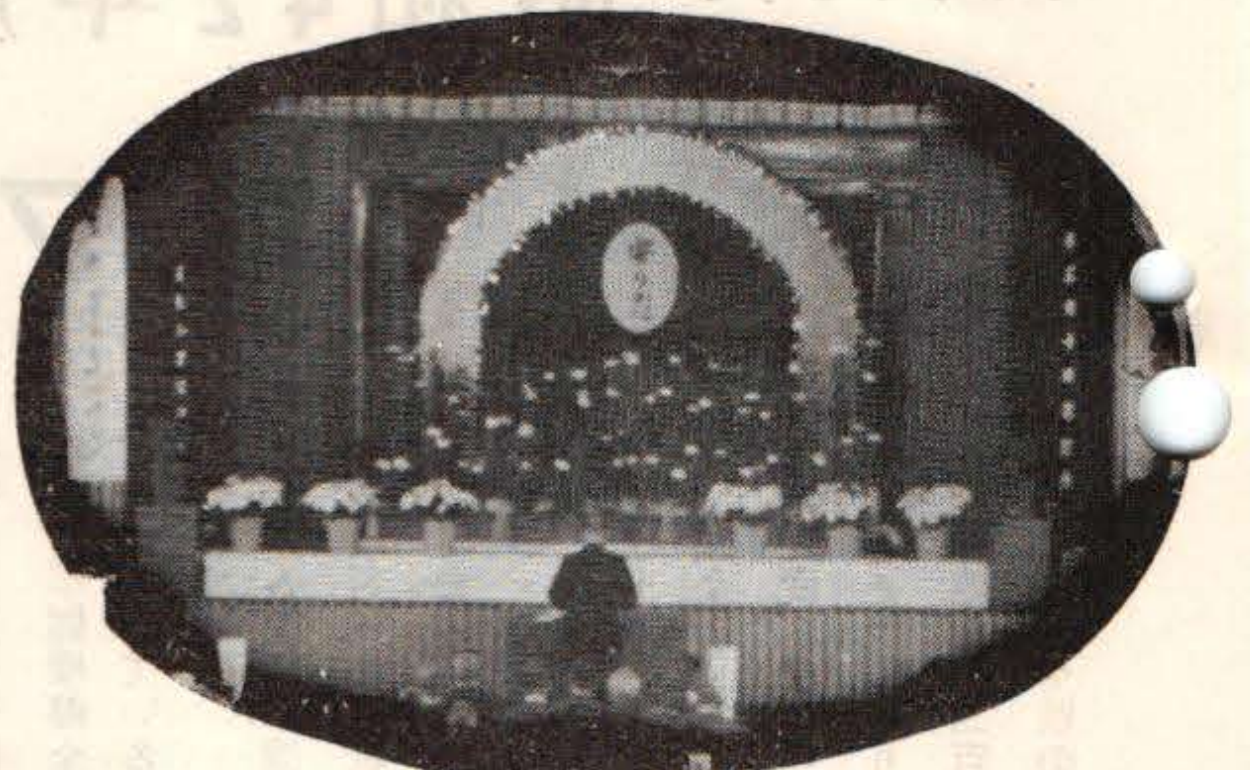
来賓の皆様には、遠路わざわざ御光来を賜わり、不行届の点多々あることと存じますが、重ねて感謝申し上げると共に今後一層の御指導御援助をお願いいたします。私式辞といたします。

昭和四十三年十月十二日 小山田 政弘

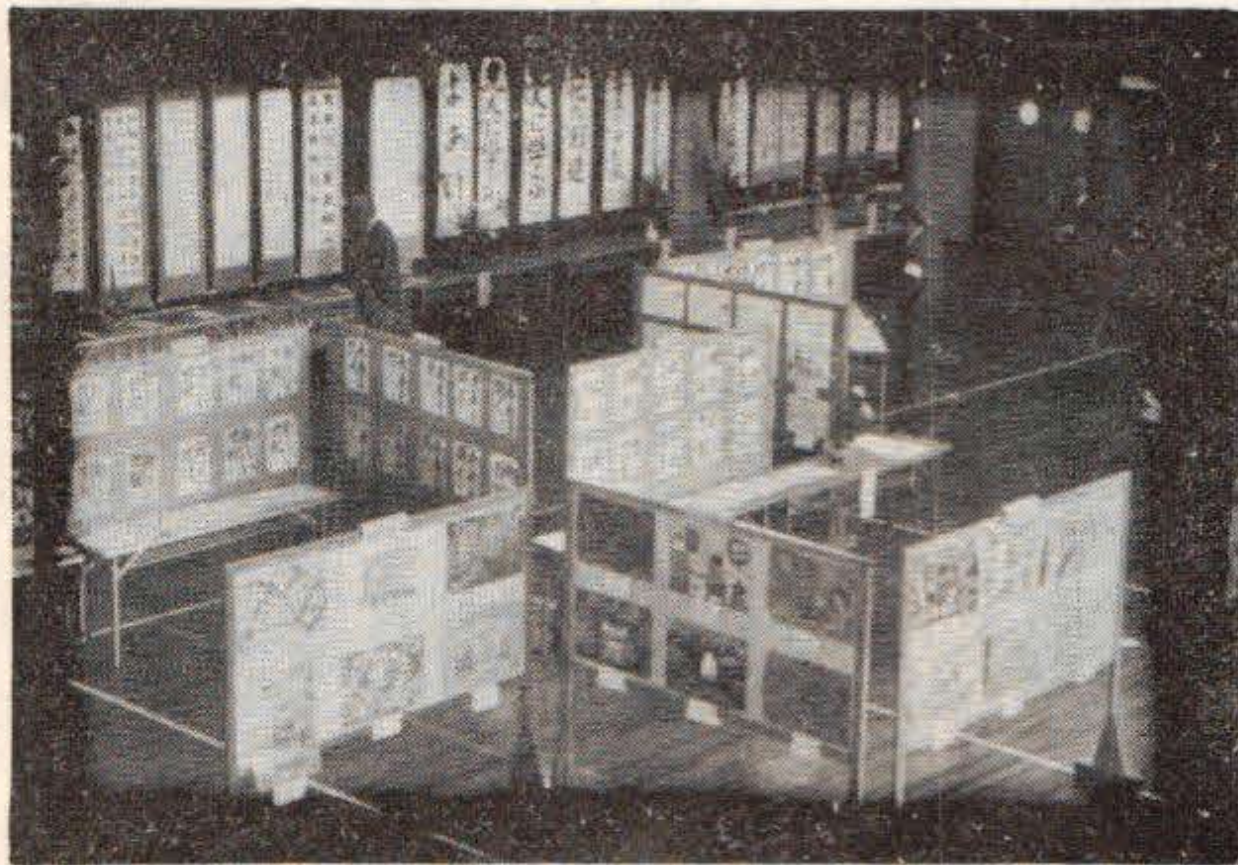
明治百年、町制40周年記念行事写真特集



町制功労者表彰



おごそかに慰霊祭



総合展示会



出品された鎧



鹿実高校吟詠部特別出演



中学生、青年の声を聞く



下久徳、川東地区によるたいこおどり



国分市、始良町、蒲生町による柔剣弓道大会

昭 和 42 年 度 決 算 見 込

1 千 1 3 万 7 千 円 の 黒 字

一 般 会 計

今回は昭和四十二年度の決算見込について公表いたします。

町の財政運営につきまして、町民皆様の理解と協力をお願いしつつ、町の重点施策を中心に効率的、重点的に、しかも、国、県の施策に順応しながら実施してまいりましたが、昭和四十二年度の決算におきまして才入総額二億四千九百四十四万円、才出総額二億三千九百三十万三千円で、差引一千十三万七千円の黒字となり前年同様健全な財政運営がなされていると思っております。

先づ才入総額二億四千九百四十四万円の内訳をみますと、町自体によって、まかなっている額は七千六百八十二万円で収入全体の三〇・八%でありまして自主財源は相変らず昨年同様三割にとどまっております。残りの一億七千二百六十一万六千円は国や県の交付金、

補助金などや町債によってまかなわれております。

次に才出について説明しますと、昭和四十二年度の町長の施政方針並びに重点施策は、①産業の振興 ②教育施設の整備、③環境施設の整備による民生の安定等でありまして、事業の実施に当っては、町民の理解と協力を求めながら実施してまいりました。その主な事項について述べますと、農業構造改善事業は最終年度（三年目）でありまして樹林地の換地処分のほか、農協の育すう所建設費一〇・〇六四千万で一応完了いたしました。林業構造改善事業は、第二年度の事業として岩井川内線、鼻ヶ嶺線、皿木宇都線の林道の開設と資本整備の充実等一三・六〇七千万、蒲生小学校危険建物の改築工事一九、一四六千万、町造林事業費（直轄林七ヘクタール、公団造林二〇ヘクタール）四・六五二千万、久末線外三線の

舗装工事費五・三五六千万、小川内線外三線道路改修費二・一六二千万、都市計画事業中原線舗装負担金、七〇〇千万、始良郡西部衛生処理組合負担金一・四八二千万、失業対策事業費一八・〇三二千万、水稲病害虫防除対策（ミスト機購入越冬害虫防除）費一・七二五千万、農業近代化資金、経営振興資金等 利子補給二・三二六千万、統合中学校敷地購入並びに造成事業一〇・二二〇千万が主な内容になっておりますほか、消防施設として、中央分団へ可搬動力ポンプ一台、西浦分団へ消防ポンプ運搬車一台を配置いたしております。又上水道、追、高崎地区拡張工事等のため、一・三八七千万を上水道事業会計に繰出ししております。このほかの細部については紙面の都合で省略いたしますので御了承下さい。

才入才出の各費目別は次のとおりです。

(イ) 才 入 単位千円

区 分	予算額	調定額	収入済額	収入比率 %	総額に対する比率 %
町税	33.908	38.038	36.533	96.0	14.66
地方交付金	99.102	99.102	99.102	100	39.73
臨時交付金	447	447	447	100	0.18
政担金	2.073	2.444	2.404	100	0.96
分担金	3.377	4.019	3.853	95.9	1.54
使用料	22.025	23.233	23.233	100	9.31
庫支出金	30.177	28.934	28.934	100	11.60
国庫収入	8.353	8.814	8.595	97.5	3.45
財産収入	143	143	143	100	0.06
財源収入	9.729	9.717	9.717	100	3.89
繰上金	3.470	3.470	3.470	100	1.39
繰越金	11.219	12.353	12.109	98.0	4.05
諸収入	20.900	20.900	20.900	100	8.38
才入計	244.923	251.614	249.440	99.13	100

(ロ) 才 出 (目的別) 単位千円

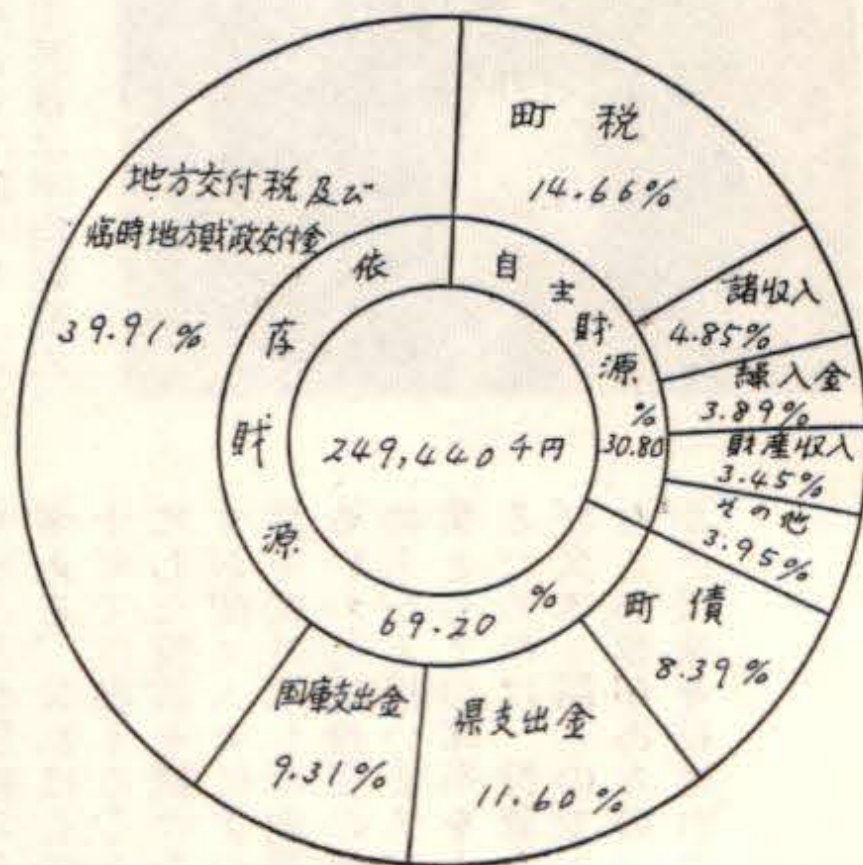
区 分	予算額	支出済額	年度繰越額	不用額	才出総額に対する比率 %
費	7.408	7.377		31	3.08
会務費	42.890	42.008		882	17.56
衛生費	16.375	16.214		161	6.78
労働費	6.482	6.075		407	2.54
産業費	20.838	20.414		424	8.53
水産費	50.645	48.961	1.144	540	20.46
林業費	1.157	1.131		26	0.47
工業費	11.536	16.852		684	7.04
土木費	3.671	3.623		48	1.51
防衛費	61.989	61.330		659	25.63
災害復旧費	3.020	2.798		221	1.17
債償費	12.521	12.520		1	5.23
予備費	391	0		391	0
才出計	244.923	239.303		4.475	100

町の財政事情

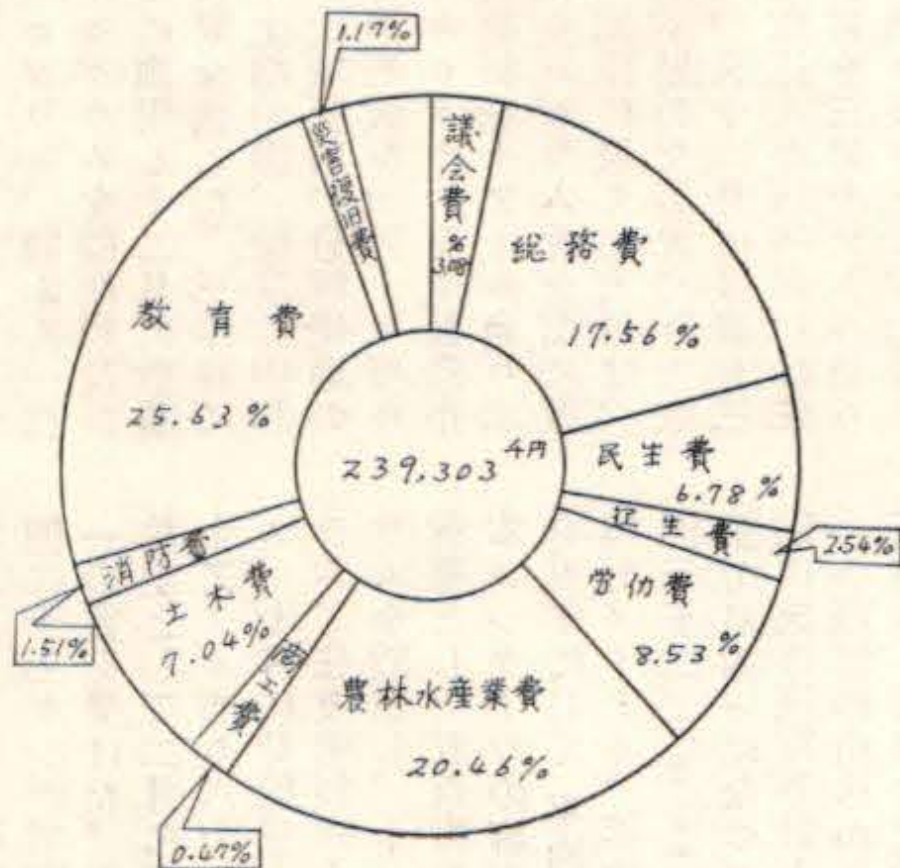
才入総額 2億4千9百44万円

才出総額 2億3千9百30万3千円

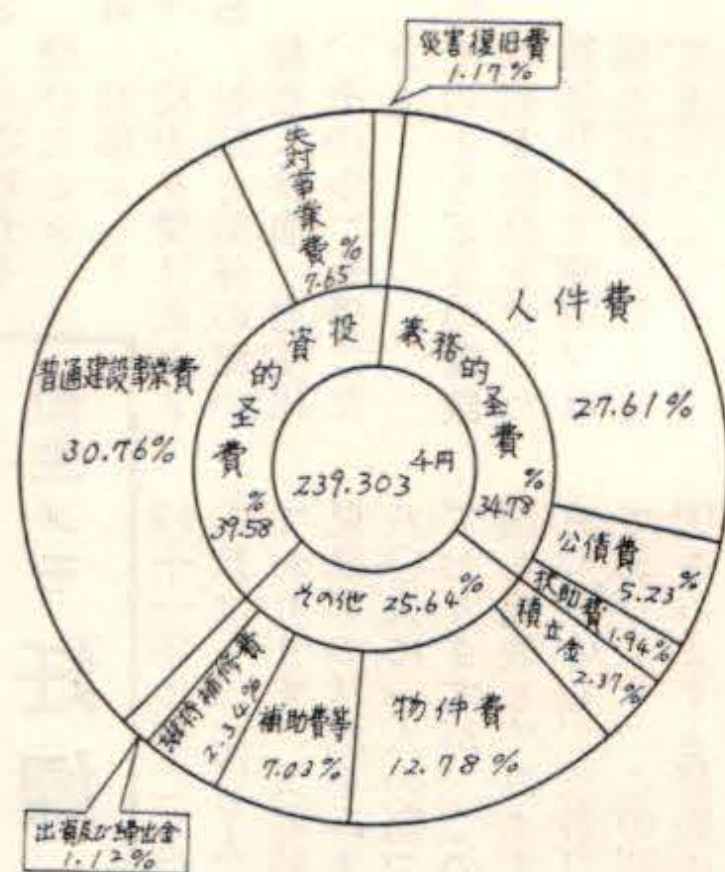
才入表



才出分類表(目的別)



才出分類表(性質別)



と畜場事業特別会計
町営と畜場は、昭和三年に創設せられてより今日まで四十年という長い年月にわたり地域住民、関係者の便

益を図ってきたのでありますが、御承知のとおり、立地条件や内容設備の点、又今日の経済動向の推移などから経営不振を続けており

ました。その間関係者の協力をお願いしつつ、出来るだけの努力をして来ましたが、依然として好調のきざしが見えないまゝになっておりますので、昭和四十二年会計年度限りで、と畜場の用途廃止をすることに決定いたしました次第であります

上水道事業特別会計
給水開始以来五年目を迎えたのでありますが、町民の理解と協力により、上水道事業会計も漸次正常な財政運営へと向いつつあります本年度より追、下久徳地区全部給水区域とし、追、高崎地区と下久徳養鶏、育すう所に給水を開始いたしております。そのため一般会計から給水工事費として、六六七千円と一般経常費七

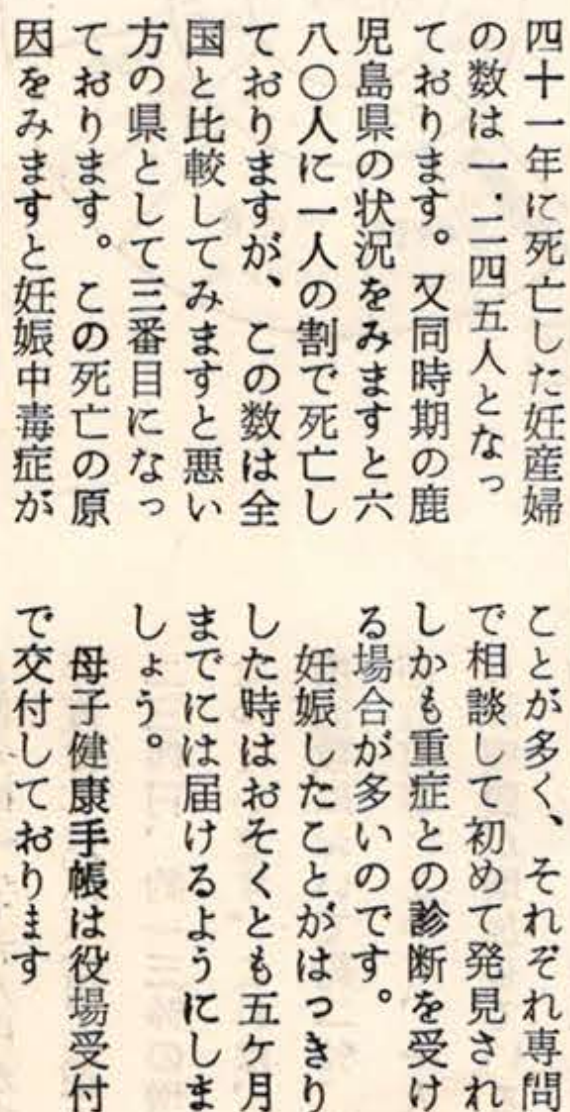
と前年度一・七六八円が本年度は二・〇〇二円と逆に二三四円、約一三%の増となっています。これは、診療回数において約二%、単価改訂等によって、一人当り診療費が増加しているものと考えます。お互に健康に注意すると共に、早期治療に努めたいものです。

結び

以上昭和四十二年度各会計の決算見込みについて述べましたが、一般会計におきましては約七割が依存財源として、国、県の交付金、補助金などによってまかなわれております。又特別会計におきましても、極力健全財政運営に努めておりますが、まだいろいろな問題点やなやみもあります。今後町民の財政状況をよく承知願って町進展のために今後一層の協力をお願いいたします。

久末高牧の田代景清さん

十年で伐採することを目標にした旋業を続けておりますが聞く人々によつては採算を度外視した施業で、あるいは過剰投資の感じをお持ちかと思ひますが栽培林業としての体系をうちたてるためには、投資をし、学ひ又木と話しのできる人になる必要があるのではないかと最後を結ばれた。



引揚者特別交付金請求の 現況と債券の買上げ貸付 償還のお知らせ。

昭和三十二年八月引揚者
特別交付金支給法が制定さ
れ、十一月より窓口事務に
着手していますが、該当者
皆様の積極的な御協力によ
りまして既に八割乃至八割
五分位に相当される人が請
求をすまされてもらい、国債
を受領された方も一六〇人
以上となっています。

十月二十日現在で、進達件
数と認定された件数は次表
のようになっています。

区分	引揚者遺族摘要
件数	五五五二八一
認定件数	二一〇八一
国債受領者	二二〇四二

未請求の方はなるべく早く
請求手続きをして下さるよ
うお願いします。

(一) 買上げ償還

国債を受領し買上げ償還
を希望される方は、債券
の記名者で次の①②に該
当し福祉事務所長が債券
買上げを必要とする旨の

証明を受けた方でなけれ
ばなりません。

①生活保護法の規定する保
護を受けている者。

②①の保護は受けていない
が保護を要する状態にお
ちいるおそれがある者。

買上げを行なう機関は当該
債券の償還金支払場所と
して指定された郵便局、
又は日本銀行代理店です
買上げ価格は支払期限の
到来していない残金賦札
の額をもとに算出された
別表(A)の価格となりま
す。買上げ限度額は一記
名者につき十二万円以内
となっています。

十二万円以内であれば同
一記名者から二枚以上の
買上げができます、
然し同一記名者からは二
回以上の買上げはできま
せん。

四十三年度当町の買上げ
償還額は一・一〇二千万
の枠内となっています。

別表 A	買上げ価格
債種	券類
7千	4,800
10	6,900
14	9,600
20	13,700
21	14,400
28	19,100
30	20,500
35	23,900
40	27,300
42	28,700
50	34,200
60	41,000
70	47,800
77	52,600
100	68,500
110	75,100
112	76,500
119	81,200
160	109,200
170	116,000

(二) 貸付償還

対象者は債券の記名者で
事業資金を必要とする者
となっています。

貸付限度額は十五万円
で国債の期限未到来賦札金
額に別表(B)表の区分に
よる割合を乗じて算出さ
れた会計額以内となつて
います。

貸付期間は、貸付日から
担保に徴した国債の最終
償還日までの期間以内で
あり、利率は年六分で担
保として国債を徴するよ
うになっています。

四十三年度分として当町
貸付償還額は、一五二四
千円の枠内となつていま
す。買上げ貸付け共に役
場福祉係にお申込み下
さい。

別表 B	割合
期限未到来賦札枚数	73%
10枚	75
9	77
8	79
7	81
6	84
5	86
4	89
3	91
2	94
1	

国民年金委員に 四氏が委嘱されました

鹿児島県では、国民年金
制度への無知なため、年金
をうけられない人がない様
制度への加入、保険料の納
付、免除などの諸手続きに
ついて指導、助言し、また
相談に応じるなど、国民年
金制度のより一増の普及徹
底をはかるため、国民年金
委員制度を設け、去る十月
一日県下で五〇九人の方が
国民年金委員として、県知

事から委嘱されました。
蒲生町では、牧田秋夫(后
田上)、黒木繁(漆中)、
谷口一徳(薄原下)、村岡
直一(北中)の四氏が委嘱
をうけられましたので御知
らせいたします。

なお、四氏に対する委嘱
状は、十月一日役場第一会
議室で、鹿児島社会保険事
務所長および、保険料課長
立合のうえ伝達されました

老後の生活は 国民年金で

豊かで楽しい生活を送る
うと願うのは、わたくした
ちみんなの願いですが、こ
の願いをこめて創られたの
が国民年金です。

戦後、わが国の平均寿命
は非常にのび、今では、世
界の長寿国の十位になつて
います。このようにわが国
の人口の老齢化は一段とす
すみ、また、若い人の扶養
義務の考え方の大きな変化
と消費文化の急激なのびと
が互いにかみあって、核
家族化という家族制度のう
つりかわりはいつそうす
み、いよいよ「老後の生活
は年金で」という時代えの
要望が高まりつつあります

ところで、国民年金には
二十才から五十九才までの
人が加入して、毎月保険料
を納めています。なかに
は生活が苦しいという理由
で保険料の免除をうけてい
る人もいます。

例えば、仮に保険料を納
めた人が毎月二万円の年金
をもらうとしますと、免除
をうけた人は七千円たらず
の年金しかもらえないこと
になります。

将来、鹿児島県には、そ
のような人がひとりもいな
いようにしようと、いま、
私達国民年金事務担当者は
免除をうけないで、できる
だけ納めるようにしてもら
うための努力をしています
多くの人が国民年金で豊
かな楽しい余生を送るとき
ひとりとり残されて淋しい
思いをすることは、誰しも
好むものではないと思いま
す。国民年金はみなさんの
ものであり、これからす
ます伸びる可能性をもつて
いる年金制度ですから、み
なさんの力で大きく育てて
いかなければなりません。

そのためには老後の豊かな
生活設計として、若いうち
から積極的に保険料を納め
るようになさう。

(別表)

(ハ) 税 収 入 額 調

(ホ) 積 立 金 等

(単位千円)

区 分	調定額	収入済額	徴収率%
町 民 税	8.549	8.372	97.9
固定資産税	17.985	16.769	93.2
軽自動車税	1.694	1.582	93.3
たばこ消費税	7.098	7.098	100.0
電気ガス税	2.231	2.231	100.0
木材引取税	481	481	100.0
合 計	38.038	36.533	96.04
住民1人当り負担額(40年国調人口)3,295円			

(単位千円)

会計別	区 分	41年度末 現在高	42年度中 の増減	42年度末 現在高	摘 要
一 般 会 計	積立金	27.240	1.375	28.615	財政調整基金 外5件 商工関係 500 農業 〃 540 林業 〃 950 その他 1.231
	出資金	3.141	80	3.221	
	貸付金	5.335	△ 32	5.303	
	小 計	35.716	1.423	37.139	
国 保 会 計	国保関係積立金	7,186	△ 1.616	5,570	
	国保診療報酬支払基金	327	0	327	
	預託金	7,513	△ 1.616	5,897	
	小 計	7,513	△ 1.616	5,897	
合 計	合 計	43.229	△ 193	63.036	
住民1人当り 積立金等の額		(40年国調人口)		.881円	

(ニ) 地 方 債 調

単位千円

会計別	区 分	41年度末 現在高	42年度中 発行額	42年度中償還額			42年度末 現在高	備 考
				元	金利	子 計		
一 般 会 計	一般単独事業債	4.857	-	1.745	304	2.049	3.112	15,000千円は蒲小危険校舎改築と蒲中(統合)敷地購入資金として
	公営住宅建設〃	1.864	-	339	112	451	1.525	
	義務教育整備〃	39.745	15.000	2.490	2.618	5.108	52.255	
	厚生福祉施設整備〃	11.000		306	683	989	10.694	
	補助災害復旧〃	9.418	-	1.036	591	1.627	8.382	2,100千円は林構林道開設資金として
	公有林整備事業〃	4.000	2.000	0	93	93	6.000	
	町民税減税補てん〃	7.632	1,800	1.050	541	1.591	8.382	
	そ の 他	3.941	2.100	356	256	612	5.685	
小 計	小 計	82.457	20.900	7.322	5.198	12.520	96.035	
特 別 計	上水道事業債	42.183	-	1.313	2.758	4.071	40.870	
	小 計	42.183	-	1.313	2.758	4.071	40.870	
合 計	合 計	124.640	20.900	8.635	7.956	16.591	136.905	
住 民 1 人 当 り		昭和42年の元利償還額			1.496円			
負担額 人口 (40年国調)		昭和42年度末現在高			12,346円			

(イ) 昭和42年度特別会計決算見込

単位千円

会 計 別 区 分	才 入	才 出	差引残額
と畜場事業特別会計	577	266	331
上水道事業 "	8 158	7.406	752
国民健康保険事業 "	52.400	47.419	4.988

(ロ) 国民健康保険税の収入額

単位千円

区 分	調 定 額	収入済額	徴 収 率
国民健康保険税	15.320	14.413	94%

被保険者1人当り負担額 2.002円

(ハ) 保 険 給 付 額

保 険 給 付 費	支 払 費 金 額	平均被保険者数
療 養 諸 費	42,879千円	7,199人
I人当り療養費 5,956円		

(ニ) 財 産 調 (昭和42年度末)

(1) 土 地 建 物 等

区 分	土 地	建 物
庁 舎 等	3.482 ^{m²}	1.759 ^{m²}
学 校 等	97.357	15.294
公共用財産	23 221	4 681
普 通 財 産	17,381.743	1.406
計	17,505.830	23.140

(2) 山 林 等

区 分	面 積	立 木 推 定 見 積 量	
		人 工 林	天 然 林
直 轄 林	721.50	1,032 ^{m³}	3.375 ^{m³}
分 収 林	969.72	935	
そ の 他			
計	169.122	1.967	3.375

(3) 物 品

区 分	台 数
アンブルトローザー (ブルトローザ)	1
普 通 乗 用 車 (広報車)	1
" (マイクロ車8人乗り)	1
小 型 タ ン プ カ ー (2吨車)	2
普通四輪貨物自動車 (トラック)	1
計	6

ご家庭で造られる

お酒と密造酒

御家庭でつくられる酒は 禁じられています。又使う
梅、みかん(おんしゅう 酒はアルコール分二十度以
みかん、きしゅうみかん、 上の正規なものなら何でも
なつみかんに限る)すもも よいことになっていきます、
またたび、とち、さるなし 十三品目以外のもの、たと
ぐみの十三品目に限り、自 えば、ぶどう、りんご、な
家用だけに認められていま しパイン、ももなどで造る
すので、他人に売るとは と密造になります。

町民相撲大会御礼

「深秋もみじの色映えり」秋冷の候、皆様方
には益々御健勝のこととお慶び申し上げます
さて、十一月三日に青手団主催で開催しま
した第三回町民相撲大会は無事盛大に終了す
ることができました。これもひとえに皆様方
の深い御理解と御支援の賜である、衷心から
感謝いたしております。本当に有難うござい
ました。本来ならば、いちいちお伺いしてお
礼を述べさせていたたくべきであります、が、
先ずは紙上をもってお礼を申し上げます。

昭和四十三年十一月十五日

蒲生町青年団長 新名良三